



県章

# 滋賀県公報

令和4年(2022年)  
4月1日  
号外(1)  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

### ○ 規 則

- ※滋賀県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則(統計課) ..... 1
- ※滋賀県平和祈念館管理規則の一部を改正する規則(健康福祉政策課) ..... 2
- ※介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部を改正する規則(医療福祉推進課) ..... 2
- ※滋賀県医学系研究倫理審査委員会規則の一部を改正する規則(健康福祉政策課) ..... 5
- ※滋賀県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則(建築課) ..... 5
- ※滋賀県都市計画法等施行細則の一部を改正する規則(都市計画課) ..... 6

### ○ 告 示

- ※滋賀県中小企業振興資金融資要綱の一部改正(中小企業支援課) ..... 8
- ※滋賀県が発注する建設工事等についての契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正(監理課) ..... 10
- ※建築物が立地する土地の区域および常備消防機関の現地到着時間(建築課) ..... 10

### ○ 人 事 委 員 会 規 則

- ※不利益処分についての審査請求に関する規則等の一部を改正する規則 ..... 11

### ○ 病 院 事 業 庁 規 程

- ※滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程の一部改正 ..... 11
- ※滋賀県病院事業会計規程の一部改正 ..... 12

## 規 則

滋賀県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第28号

### 滋賀県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県統計調査条例施行規則(平成21年滋賀県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「法、」を「法もしくは」に改め、「、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)もしくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」を削る。

第16条第1項第2号イ(ア)および第2項第2号イ(ア)中「法、」を「法もしくは」に改め、「、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律もしくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」を削る。

### 付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第10条第2項第1号ならびに第16条第1項第2号イ(ア)および第2項第2号イ(ア)の規定の適用については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号。以下「整備法」という。)附則第2条の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)もしくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)またはこれらの法律に基づく命令の規定(整備法附則第71条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)に違反し、罰金以上の刑に処せられた者は、整備法第50条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)または同法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられたものとみなす。

-----  
滋賀県平和祈念館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第29号

**滋賀県平和祈念館管理規則の一部を改正する規則**

滋賀県平和祈念館管理規則(平成24年滋賀県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「知事」を「平和祈念館の所長(以下「所長」という。)」に改め、同条第3号中「知事」を「所長」に改める。

第3条から第6条までの規定および第8条中「知事」を「所長」に改める。

第9条中「知事が別に」を「所長が知事の承認を得て」に改める。

**付 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第30号

**介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部を改正する規則**

介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則(平成21年滋賀県規則第48号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号および別記様式第2号を次のように改める。

別記

様式第1号(第2条、第4条関係)

受付番号

介護保険法第115条の32第2項(整備)または第4項(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書

年 月 日

(宛先) 滋賀県知事

事業者 名称 代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号

1 届出の内容
(1) 法第115条の32第2項関係(整備)
(2) 法第115条の32第4項関係(区分の変更)
2 フリガナ名 主たる事務所の所在地 法人の種類 代表者の職名・氏名・生年月日 代表者の住所
3 事業所名称等および所在地
4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号までの規定に基づく届出事項
5 区分変更
連絡先

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。



**付 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第1号および別記様式第2号に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

-----  
滋賀県医学系研究倫理審査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 滋賀県規則第31号

**滋賀県医学系研究倫理審査委員会規則の一部を改正する規則**

滋賀県医学系研究倫理審査委員会規則(令和元年滋賀県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第8条を第10条とする。

第7条中「健康医療福祉部健康福祉政策課」を「調査審議に係る人を対象とする医学系研究を所掌する組織」に改め、同条を第9条とする。

第6条中「委員長」の右に「および部会長」を加え、「委員会」の右に「および部会」を加え、同条を第8条とする。

第5条中「する委員」の右に「および議事に関係のある臨時委員」を加え、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(部会)

**第7条** 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員および臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員または臨時委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。
- 5 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または委員長が求めるときは、その結果または経過を委員長に報告しなければならない。
- 6 委員会は、その議決により、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
- 7 前3条の規定は、部会について準用する。この場合において、第4条第1項および第2項、第5条第1項ならびに前条中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

第4条第1項中「各委員」の右に「および議事に関係のある各臨時委員」を加え、同条を第5条とする。

第3条第3項中「、委員」の右に「および議事に関係のある臨時委員」を加え、同条第4項中「出席した委員」を「委員および議事に関係のある臨時委員で出席したもの」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(臨時委員)

**第3条** 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

**付 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
滋賀県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 滋賀県規則第32号

**滋賀県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則**

滋賀県建築基準法等施行細則(平成6年滋賀県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第25条中第29号および第30号を削り、第30号の2を第29号とし、第30号の3を第30号とし、第31号を第32号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (31) 建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件(平成27年国土交通省告示第255号)第1第4項の規定による建築物が立地する土地の区域および常備消防機関の現地到着時間の指定

第26条第1項中「第11条の4第1項各号」を「第11条の3第1項各号」に改める。

**付 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
滋賀県都市計画法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第33号

**滋賀県都市計画法等施行細則の一部を改正する規則**

滋賀県都市計画法等施行細則(昭和45年滋賀県規則第51号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(25) 省令第60条第1項または第2項の規定による開発行為または建築に関する証明書の交付申請書 別記様式第24号の2

第12条に次の1項を加える。

4 省令第60条第1項または第2項の規定による開発行為または建築に関する証明書の交付申請書には、前項各号に掲げる書類を添付するものとし、提出部数は、正本1部、副本3部とする。

別記様式第24号の次に次の1様式を加える。

様式第24号の2 (第3条関係)

開発行為または建築に関する証明書の交付申請書

都市計画法施行規則第60条(第1項) (第2項)の規定により、次の建築物等が都市計画法の開発行為または建築に関する規定に適合している旨の証明書の交付を申請します。  年 月 日  (宛先) 滋賀県知事  申請者 住 所 氏 名 電話番号		※ 手 数 料 欄	
1 証明を受けようとする土地の所在および地番ならびに地目および面積			地目
			面積
2 建築物等の用途			
3 建築物等の構造および規模	構造	造 建	
	規模	面積	m <sup>2</sup> 高さ m
4 代理人の氏名および住所ならびに電話番号			
5 その他必要な事項			
その他	<input type="checkbox"/> 都市計画区域内	<input type="checkbox"/> 市街化区域	都市計画法該当条項
	<input type="checkbox"/> 都市計画区域外	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分なし	
※ 受 付		※ 備 考	

注1 ※印のある欄は記載しないこと。

2 「その他必要な事項」欄には、開発行為を行うこと等について、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第155号

滋賀県中小企業振興資金融資要綱(昭和59年滋賀県告示第211号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

第7条第2項および第11条第1項中「または再生推進資金」を「、再生推進資金またはがんばる企業応援資金」に改める。

第11条の2第1項中「および再生推進資金」を「、再生推進資金およびがんばる企業応援資金」に改める。

別表3政策推進資金の表再生推進資金の項中「滋賀県中小企業再生支援協議会」を「滋賀県中小企業活性化協議会」に改め、同表に次のように加える。

<p>が ん ば る 企 業 応 援 資 金</p>	<p>金融機関の支援を受けて策定した新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置による影響からの回復を図る事業計画(以下「影響回復事業計画」という。)の実施に必要な資金</p>	<p>金融機関が第三者機関からの保証を利用せずに行う融資(以下「保証無し融資」という。)を同時に受け、影響回復事業計画を実施する中小企業者等</p>	<p>4,000万円以内(ただし、同時に受ける保証無し融資の額の2倍以内の額であること。)</p>	<p>年1.5%以内</p>	<p>10年以内(ただし、原則として同時に受ける保証無し融資の融資期間の2倍以内の期間であること。)</p>	<p>同上</p>	<p>信用保証協会保証付</p>	<p>同上</p>	<p>取扱金融機関</p>	<p>借入申込書(別記様式第2号) 事業計画書 県税に未納がないことを証する証明書 最近の試算表 直前2期の決算書または確定申告書の写し 法人の登記事項証明書の写し 誓約書(別記様式第3号) 設備資金にあつては、融資対象に係る契約書の写しまたは見積書の写し、カタログ、設計書および図面 融資対象が建築物に係る設備資金の場合にあつては、建築確認申請書の写し</p>
--	--	--	---	----------------	--	-----------	------------------	-----------	---------------	---

別表6緊急経済対策資金の表融資対象者の欄中「前年同月に比して5%」を「前年同月、前々年同月または3年前同月に比して5%」に、「が前年に」を「が前年、前々年または3年前に」に改める。

別記様式第2号中

セーフティネット資金 (□コロナ新規枠 □コロナ借換枠) 政策推進資金 (□経営力強化枠 □再生支援枠) 短期事業資金 (□通常枠 □手形・電子記録債権割引枠 □コロナ枠)	を
--	---

セーフティネット資金 (□コロナ新規枠 □コロナ借換枠) 政策推進資金 (□経営力強化枠 □再生支援枠 □がんばる企業応援枠) 短期事業資金 (□通常枠 □手形・電子記録債権割引枠 □コロナ枠)	に
---	---

改める。

付 則

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県中小企業振興資金融資要綱の規定は、令和4年4月1日以後の融資の申込みに係る資金から適用し、同日前に融資の申込みがあった資金については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現にある改正前の別記様式第2号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県告示第156号

滋賀県が発注する建設工事等についての契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（昭和63年滋賀県告示第443号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

滋賀県知事 三日月 大造

第1条第1項中「する日」の右に「（以下「申請日」という。）」を加え、「年度の10月1日」を「事業年度の前事業年度の末日（当該前事業年度の末日が申請日の属する年の7月1日以後である場合にあつては、前々事業年度の末日）」に改め、同項の表第2号中「の直前2年」を「の属する事業年度またはその前事業年度」に改める。

第4条第2項中「別表第2第1項」を「建設工事の参加を希望する県内業者にあつては、別表第2第1項第1号」に、「については」を「ついて」に改める。

本則に次の1条を加える。

（電子情報処理組織による申請）

第11条 資格の審査の申請（別に定める部分に限る。）は、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。ただし、別表第3に掲げる書類のうち別に定めるもの以外のものの提出に係る部分については、この限りでない。

- 2 前項の規定により行われた資格の審査の申請については、書類の提出により行われた申請とみなして、この告示の規定を適用する。

付則中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 令和4年4月1日から令和5年12月31日までの間に行われる建設工事に係る資格の審査の申請においては、別表第2第1項第1号イ(シ)の審査基準日における建設業に従事する職員に申請日において建設業に従事する職員で別に定めるものを、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者になることができる者および同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者の数に別に定める日において当該主任技術者となることのできる者および当該交付を受けている者の数をそれぞれ含めることができる。

- 3 令和4年4月1日から令和5年12月31日までの間に行われる別表第2第1項第3号に規定する業務に係る資格の審査の申請においては、同号イの審査基準日における技術職員数に、申請日において同号に規定する業務に従事する技術職員で別に定めるものの数を含めることができる。

別表第2第1項第1号イ(ア) a 中「審査基準日」を「申請日」に改め、同号イ(ア) b 中「審査基準日」を「申請日」に、「審査基準前2年間」を「申請前2年間」に改め、同号イ(イ) a および同項第3号オ中「審査基準前2年間」を「申請前2年間」に改める。

付 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県告示第157号

建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件(平成27年国土交通省告示第255号)第1第4項の規定により建築物が立地する土地の区域および常備消防機関の現地到着時間を次のように定める。

令和4年4月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 区域 都市計画区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第2項に規定する都市計画区域をいう。以下同じ。)(建築基準法(昭和25年法律第201号)第4条第1項または第2項の規定により建築主事を置く市の都市計画区域を除く。)
- 2 常備消防機関の現地到着時間 30分

人事委員会規則

不利益処分についての審査請求に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 曾根 寛

滋賀県人事委員会規則第9号

不利益処分についての審査請求に関する規則等の一部を改正する規則

(不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正)

第1条 不利益処分についての審査請求に関する規則(昭和61年滋賀県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項各号列記以外の部分中「審査請求人が」を削る。

第34条第1項第3号中「および出席した」を「、出席した事務局職員および審理調書を作成した」に改め、同条第3項を削る。

第44条第2項および第48条第3項中「署名押印し」を「署名し」に改める。

第59条中「行い、かつ、委員全員がこれに記名押印し」を「行わ」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 委員全員の氏名

第63条第3項中「再審を請求する当事者(以下「再審請求者」という。))が」を削り、同項第1号中「再審請求者」を「再審を請求する当事者(以下「再審請求者」という。))」に改める。

別記様式第17号および別記様式第18号中「印」を削る。

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第2条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和26年滋賀県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「措置要求を行う職員(以下「要求者」という。))が」を削り、同項ただし書中「要求者」を「措置要求を行う職員(以下「要求者」という。))」に改める。

(公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正)

第3条 公務災害補償の審査の請求に関する規則(昭和27年滋賀県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「審査を請求しようとする者が」を削る。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の不利益処分についての審査請求に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

病院事業庁規程

滋賀県病院事業庁規程第7号

滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第12号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

滋賀県病院事業庁長 正木 隆 義

第6条第1項中「終業時刻を」を「終業時刻その他必要な事項を勤務表で定め、」に改める。  
別表第1小児保健医療センターの部病棟に勤務する看護師の款早出の項中「15時15分」を「15時45分」に改める。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

-----  
**滋賀県病院事業庁規程第8号**

滋賀県病院事業会計規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第3条第7項中「500万円」を「700万円」に改める。

第26条第2項中「かつ、当該訂正箇所の上部余白に訂正した旨および訂正文字数を記載して」を削る。

第95条第4号中「その他」を「その他の」に改める。

第96条第7項中「入札の開始前」を「入札前」に改める。

第117条に次の1号を加える。

(9) その他病院事業庁長が特別の理由があると認めたとき。

第124条に次の1項を加える。

3 病院事業庁長等は、前項の請求に基づき契約保証金を契約の相手方に直接還付するときは、契約保証金還付請求書に、受領年月日および契約の相手方の署名または記名押印を求めなければならない。

第131条第1項中「係る入札」の右に「(随意契約による場合の見積書の徴取を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。